

八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程

〔 令和 2 年 3 月 3 1 日 〕
規 程 第 1 号

改正 令和 4 年 12 月 20 日規程第 5 号 令和 5 年 12 月 25 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、単純な労務に雇用される職員で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される者（以下「単純労務会計年度任用職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第 2 条 単純労務会計年度任用職員に適用する給料表は、別表第 1 のとおりとする。

(号給)

第 3 条 単純労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第 2 に定める職種別基準表によるほか、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(短時間勤務の単純労務会計年度任用職員の給料額)

第 4 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により採用された単純労務会計年度任用職員（以下「パートタイム単純労務会計年度任用職員」という。）の給料月額、前 2 条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「基準月額」という。）に、その者の 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料日額は、前条の規定にかかわらず、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム単純労務会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料時間額は、前条の規定にかかわらず、基準月額を162,750で除して得た額とする。

(単純労務会計年度任用職員の手当)

第5条 単純労務会計年度任用職員の手当の種類については、八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年八幡浜市条例第48号)第18条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定による単純労務会計年度任用職員の手当の支給については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(給与の支給方法等)

第6条 単純労務会計年度任用職員に対する給与の支給方法、端数処理、勤務1時間当たりの給与額、給与の減額その他給与の支給に関し必要な事項については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、単純労務会計年度任用職員の給与について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

附 則 (令和4年規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置等)

2 職員の給料の切替え及びこれに伴う経過措置等については、八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年八幡浜市条例第22号)第9条の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則 (令和5年規程第4号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程別表第1の規定は、令和5年4月1日か

ら適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和5年12月1日において在職していない者については、別表第1の規定は、適用しない。

4 附則第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に任期が3か月以内又は週の勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員である者については、令和5年12月31日までの間は、適用しない。

(給与及び期末手当の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第2条関係）

給料表

号給	給料月額
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800
41	196,800
42	198,200
43	199,400
44	200,600

45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	207,200
51	208,100
52	209,100
53	210,200
54	211,200
55	212,100
56	213,000
57	213,900
58	214,500
59	215,200
60	216,000
61	216,800
62	217,300
63	217,800
64	218,300
65	218,800
66	219,400
67	220,000
68	220,500
69	220,800
70	221,100
71	221,400
72	221,700
73	221,900
74	222,300
75	222,600
76	223,000
77	223,200
78	223,700
79	224,000
80	224,300
81	224,600
82	224,900
83	225,200
84	225,500
85	225,800
86	226,100
87	226,400
88	226,700
89	227,000
90	227,400
91	227,700
92	228,000

93	228,200
94	228,500
95	228,800
96	229,100
97	229,300
98	229,600
99	229,800
100	230,100
101	230,400
102	230,600
103	230,900
104	231,200
105	231,500
106	232,000
107	232,300
108	232,600
109	232,800
110	233,200
111	233,600
112	233,900
113	234,100
114	234,600
115	235,100
116	235,600
117	235,900
118	236,300
119	236,700
120	237,000
121	237,400

別表第2（第3条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給	上限号給
洗濯職員	3	9
調理員	1 5	6 7
介護職員（日勤）	2 2	4 0
介護職員（資格あり）	2 9	4 7